

厚木市ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ユニバーサルデザインタクシーの導入を促進することにより、公共交通の充実を図るため、タクシー事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営業者をいう。）等に対して、厚木市ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、国が定める標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシーの購入（買換え又は厚木市以外の市町村の補助を受けるものを除く。）をする事業とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、厚木市内を営業区域として、本厚木駅又は愛甲石田駅に乗り入れるタクシー事業者又はこの者に車両を貸与する者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、車両1台当たり200,000円以内とする。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書に添付すべき書類は、同条各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 車両見積書の写し及び標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定書の写し
- (2) 車両を貸与する者にあつては、その貸与計画を示す書類

(補助対象事業の着手届及び完了届)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に着手したときにあつては事業着手届を、完了したときにあつては事業完了届に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の完了が認められる写真
- (2) その他事業完了を確認する上で市長が必要と認めた書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し、事業の完了後30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書、収支決算書及び事業の完了が認められる写真
- (2) 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し
- (3) その他事業実績を確認する上で市長が必要と認めた書類
- (4) 補助金事後評価書

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住 所
団体名
代表者名

次のとおり申請します。

1 事業の名称	
2 施行場所	
3 申請金額	円
4 計画概要	
5 事業効果	
6 着手予定年月日	年 月 日
7 完了予定年月日	年 月 日
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 補助金評価調書

補助金交付決定通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

年 月 日付けで申請のあった市補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称	
2 補助金交付 決定金額	円
3 補助条件	<p>(1) この補助金は、 のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。</p> <p>(2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。</p> <p>(3) 不正な方法等により補助金の交付を受けたことが判明した場合や暴力団等に該当すると判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。</p> <p>(4) 補助事業が完了したときは、年 月 日（又は事業完了後日後）までに事業実績報告書及び収支決算書を市長に提出すること。（補助金の交付を受けるときは、この文書を会計課窓口へ提示してください。）</p>

事業着手届

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所
団体名
代表者名

次のとおり届け出ます。

1 事業(事務) の名称	
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日

事業完了届

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所
団体名
代表者名

次のとおり届け出ます。

1 事業(事務) の名称	
2 施行場所	
3 着手年月日	年 月 日
4 完了年月日	年 月 日

事業計画変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所
団体名
代表者名

次のとおり申請します。

事業の名称	
施行場所	
変更申請額 金 額	円
変更の理由 内 容	
変更日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更事業計画書 <input type="checkbox"/> 変更収支予算書 <input type="checkbox"/>

事業計画変更承認通知書

年 月 日

様

厚木市長

印

次のとおり承認します。

1 事業の名称	
2 変更補助金額	円
3 条 件	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
4 指示事項	

事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 厚木市長

住所
団体名
代表者名

次のとおり報告します。

1 事業の名称	
2 施行場所	
3 事業費	円
4 補助金交付決定額	円
5 事業完了年月日	年 月 日
6 実績の概要 (内容、効果等)	
7 次年度以降の事業 の取組への考え方	
8 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 補助金事後評価書 <input type="checkbox"/>

補助金名： ○○ ○○

団体名：○○ ○○

区分	評価項目	担当課評価				審査課評価			
		H(R)○○	H(R)○○	R○○	R○○	H(R)○○	H(R)○○	R○○	R○○
		基本評価	前年度実績評価	前年度実績評価	前年度実績評価	基本評価	前年度実績評価	前年度実績評価	前年度実績評価
選択基準 (公益性)	市民の福祉の向上又は利益の増進につながる。								
	市の施策と整合している。								
	市民との役割分担において、市が補助すべきである。								
	一般市民に共感が得られる。								
	広く不特定多数の市民を対象にしている。								
選択基準 (効果性)	補助目的に沿った効果が期待できる。								
	時宜に適ったものであり、補助することが適当である。								
	事業内容が明確で活動計画が具体的である。								
	市民生活等他へ波及する効果がある。								
	費用対効果の面から補助金による援助が効果的である。								
実施基準 (適格性)	補助金に頼らず、自立しようとしている団体である。			-		-		-	
	会計処理及びその用途が明確かつ適切な団体である。			-		-		-	
	団体の経費の大半は、事業費である。			-		-		-	
	情報公開に対し積極的な団体である。			-		-		-	
実施基準 (適法性)	事業活動とその目的が合致している団体である。			-		-		-	
	事業を行う手法が適切な団体である。			-		-		-	
	団体の規約類は、整っており、規約どおり運営されている。			-		-		-	
	法令の遵守が徹底している団体である。			-		-		-	

※交付基準第7の1及び2における一定の評価を得た場合とは、それぞれの基準において、○の数が半数以上あることをいう。

凡 例	
○	適正と評価できる。
△	どちらとも言えない。
×	評価できない。

〇〇〇補助金事後評価書

団 体 名	
事 業 名	
内 容	評 価
1 事業は申請どおり実施できた。	① できた ② 概ねできた ③ あまりできなかった ④ ほとんどできなかった
2 1の回答で、③又は④と答えた場合のみ記入	主な理由
3 事業の実施によって、期待した効果をあげることができた。	① 期待した効果があった ② 概ねあった ③ あまりなかった ④ ほとんどなかった
4 3の回答で、③又は④と答えた場合のみ記入	主な理由
5 実施計画書と実績報告書の活動費の内訳について	① ほとんど同じ ② 多少の変更があった ③ 大幅に変更している
6 5の回答で、②、③と答えた場合のみ記入	主な理由
7 その他、評価すべき点等	
補助金制度についての意見・要望等	

※ 評価の欄は、該当する箇所に○又は記入をしてください。